

●香川県監査委員公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年12月28日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 綾 田 福 雄
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 高松市の個別検診（妊婦、乳がん及び子宮がん）の手数料については、高松市長の申出のあった検診単価で実施しているが、病院局の規程に従って、手数料の額の決定には院長の決裁を受ける必要がある。（中央病院）</p> <p>(イ) 行政財産の目的外使用料は、年度当初から使用を開始する場合は、年額全てを4月30日までに、また、管理諸経費は、上半期分は10月中に、下半期分は3月中に徴収する必要があるが、分割して月ごとに徴収していた。（中央病院）</p> <p>(ウ) 行政財産の目的外使用に伴う管理料として、洗濯機に係る水道料を追加徴収する必要がある。（白鳥病院）</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>時間外勤務手当及び宿日直手当について、支給額に誤りがあったので、正当額との差額分を追給又は返納させる必要がある。（中央病院）</p> <p>ウ 契約事務について</p> <p>(ア) 施設等管理・警備・窓口業務の委託契約において、予定価格調書を作成しているが、入札に際し、</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 手数料の額の決定に際しては、院長の決裁を受けるよう改善した。</p> <p>(イ) 目的外使用料は、4月30日までの一括徴収を行い、管理諸経費は、上半期分を10月中に、下半期分を3月中に徴収するよう改めた。</p> <p>(ウ) 行政財産の目的外使用に伴う管理料として、洗濯機に係る水道料を徴収することとし、平成24年度上半期分については徴収した。</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>正当額との差額分を追給するとともに、返納させた。</p> <p>ウ 契約事務について</p> <p>(ア) 入札に際して、予定価格調書を密封する。</p>

	<p>密封していなかった。(白鳥病院)</p> <p>(イ) 県保有の契約書に、借主である県としての公印がないものがあった。また、保守点検作業報告書の報告年月日が記入されていないものがあった。(白鳥病院)</p> <p>(ウ) 特定検診等の電子化業務委託について、単価契約の締結に当たり、業者提出の見積額は各項目の単価により徴収していたが、県作成の予定価格は単価に件数を乗じた委託総額を定めており、見積額との比較を困難にさせていた。(がん検診センター)</p> <p>エ 物品の管理について 借入物品について、借入品出納保管簿を作成していなかったものがあったが、作成する必要がある。(白鳥病院)</p>	<p>(イ) 県保有の契約書に公印を押印するとともに、保守点検作業報告書に報告年月日を記入させる。</p> <p>(ウ) 今後、当該業務について委託を行う予定はないが、委託を行う場合には、予定価格を総額で定め、見積書についても総額で徴収する。 なお、見積書に各項目の単価及び予定数量の内訳の記載を求め、その単価に基づいて単価契約を締結する。</p> <p>エ 物品の管理について 借入品出納保管簿を作成する。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 昨年度に検討を指示したところであるが、女性看護師用看護衣及び看護靴以外の被服の購入について、事務処理の効率化と経費節減のため、県立病院課で一括して入札を行うよう検討する必要がある。(県立病院課)</p> <p>イ 昨年度に検討を指示したところであるが、病院間や、同一病院内においても統一されていない支出負担行為の統一様式の作成について、検討する必要がある。(県立病院課)</p> <p>ウ 時間外診療費に係る預り金残高の減少対策について、返還事務の負担軽減のためにも、預り金額の引下げを含め根本的な対策を検討する必要がある。(中央病院)</p>	<p>ア 事務処理の効率化と経費節減の観点から、県立病院課で一括して入札が可能な被服の購入について、さらに検討する。</p> <p>イ 統一様式の作成について、各病院の実情を踏まえ、さらに検討する。</p> <p>ウ 預り金の対象者に対して再度連絡をして返金措置をとる。また、これまで時間外診療に係る全ての患者から預り金を徴収していたが、平成24年12月から平成25年3月までの間は、試行的に保険証を持参された患者の預り金を廃止し、それに伴う未収金の増加等の状況も勘案したうえで、平成25年度以降の対応策を検討する。</p>

	<p>エ 平成23年度予算の議決を得ていない平成23年1月に、平成23年度予算に係る入札通知、開札など医事業務委託契約締結に向けた準備を行っていた。「平成23年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる」との入札条件はあるものの、新年度予算成立前に契約準備を行うためには、旧年度中の11月議会であらかじめ債務負担行為の予算議決を得ておくなどの手続を検討する必要がある。(丸亀病院)</p>	<p>エ 年度開始前に入札執行等の必要がある業務委託については、平成24年2月9日付け23出納第51576号出納局会計課長通知「新年度当初予算に係る年度開始前に入札執行等について」に準拠して契約準備行為を行い、必要な場合は債務負担行為設定の予算要求を行うこととする。</p>
--	---	---